

平成28年4月22日
一 関 信 用 金 庫

「領収証の発行」について

- 1、 当金庫では、お客様から現金、小切手、通帳、証書、預金払戻請求書等（登記済権利証等も含みます）をお預かりする際は、必ず当金庫所定の「領収証」をお渡ししておりますので、記載内容をご確認のうえお受け取りください。
- 2、 当金庫所定の「領収証」以外のもの（名刺やメモ等）を領収証としてお渡しすることはございません。
- 3、 お渡ししました「領収証」は、手続が完了するまでの間、大切に保管してください。
- 4、 定期積金証書による掛金のお預かり、また、普通預金入金帳、当座勘定入金帳及び代金取立手形預かり帳によるお預かりについては、所定の領収（受取）欄に受領印（集金印）を押印いたしますので、ご確認をお願いします。
この場合は別途「領収証」の発行はいたしません。
- 5、 当金庫職員は、お客様の現金、通帳、証書等を1週間以上お預かりすることはございません。

※ご不明な点につきましては、下記に直接お問い合わせください。

《本件に関するお問い合わせ先》

一関信用金庫 営業推進部 Tel 0191-23-9358（直通）